

**東近江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例及び東近江市分担金等の督促手数料
及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制
定について**

東近江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例及び東近江市分担金等の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正
する条例を次のとおり制定する。

平成 2 9 年 8 月 3 1 日 提出

東近江市長 小 椋 正 清

**東近江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例及び東近江市分担金等の督促手数料
及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例**

第 1 条 東近江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例（平成 2 6 年東近江市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「（支
給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て
支援法施行規則（平成 2 6 年内閣府令第 4 4 号）第 7 条第 2 項に規定する通知）」
を加える。

第 1 5 条第 1 項第 2 号中「同条第 9 項」を「同条第 1 1 項」に改める。

第 2 条 東近江市分担金等の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（平成 1 7 年
東近江市条例第 7 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び過料」を「、過料」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中第 1 5 条第 1 項第 2 号の改
正規定及び第 2 条の規定は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。